

## 令和7年第11回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和7年11月26日（水）第11回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所中会議室において開催した。

### 出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

（19名）

### 欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邇 姫乃
	主 事 半 田 まゆか	
経済部農政課	主 事 高 橋 千 諒	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後2時30分に令和7年第11回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

1番 田野井 晃 造 委員 、 8番 仲 田 裕 子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買10件、贈与4件、賃借権設定1件、区分地上権設定1件の、合計16件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 新規就農ではあるのですが、面積が小さいので私が個人的に話を聞いて、何を耕作するのか話をして自家野菜ということで面談は済ませております。人もいい方なので問題は無いと思いますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎高村秀男委員 2番の深岩の所有権移転の件と3番の下沢の所有権移転の件は何ら問題はございません。4番、5番の引田の賃貸借設定の件と地上権設定の件も問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

◎黒川幸昭委員 6番の下奈良部町の件ですが、下奈良部町の●●さんから同じく下奈良部町の●●さんへの売買による所有権移転です。●●さんは専業農家でトマトを作っております。問題ありませんのでご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎早乙女八重子委員 7番の上石川の件は、●●さんから●●さんへの無償による所有権移転になります。●●さんは●●さんの娘になります。●●さんは4年ほど前に脳梗塞を起こして、ずっと施設にいらっしゃるそうです。奥様に話を聞いたところ、一部には草が生い茂つてるところもあるのですが、そこもきちんとやつてきたいと娘が話していたということでよろしくお願ひいたします。8番の●●さんから●●への売買による所有権移転の件は、●●の近くの畑で、そこを植栽で利用したいということです。問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。

◎小平敏男委員 9番、御成橋2丁目の件は、●●さんから●●さんへの売買による所有権移転になります。●●さんは市内でも何か所か営農型太陽光発電をやっていまして、ここについては、枝番1に営農型太陽光設備を設置して、枝番6は設備は設置せずに営農するそうです。問題は無いと思いますのでご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎神山卓也委員 10番の口栗野の件は、口栗野の●●さんから塩谷町の●●への売買です。

---

特段問題は無いと見て参りましたのでよろしくお願ひいたします。

◎金子重博委員 11番、下柏尾の件は、栃木市の●●さんから下柏尾の●●さんへの売買です。●●さんは專業農家であり問題ありませんのでご承認をお願いいたします。12番の中柏尾の件は、●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは畑を購入後は自家消費野菜を作ることです。問題はありませんのでご承認をお願いいたします。

◎青木正好委員 13番は、●●さんから●●への売買です。●●からは麦を作る予定だと聞いております。14番、15番は1枚の田ですが、●●さんと●●さんは姉弟で、●●への売買です。●●は久野と北半田で前にも農地を買っておりまして、飼料作物を作るということで今のところWCSを作ってるようです。16番は北半田の●●さんから同じく●●への売買です。やはり飼料作物でWCSを作る予定だと聞いております。問題無いと思いますのでよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求める。

◎柴田 忠委員 10番ですが、説明が聞き取れなかつたのですが、こちらは農地のまま使用するということでよろしいですか？

◎神山卓也委員 麦を作る予定と聞いています。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から16番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、富岡において●●さん申請の自宅敷地拡張への転用であります。申請地は周囲を畠及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。なお、申請地は既に住宅敷地の一部として使われていたため始末書が添付されております。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願ひいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求める。

◎仲田裕子委員 去る11月14日に事務局の3名と、田野井委員と私の5名で現地調査を行

---

いました。事務局からの報告がありましたとおりで、転用は問題はありませんが既に住宅敷地の一部として使われていたため始末書が必要と見てまいりました。以上報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 事務局と現地調査員の報告のとおり、始末書付きにはなりますが、問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、武子において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畠、道路及び共同墓地に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。2番は、板荷において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畠、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。3番は、御成橋町2丁目において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。4番は、先程ご審議いただきました3条許可申請の中にも関連のものがありました。引田において●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は周囲を畠、田、雑種地及び宅地に囲まれた農地であり、農振農用地であります。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については●●が麦を栽培する計画であります。本申請は一時転用であるため、令和17年までの10年間、毎年2月末日までに営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度転用許可申請を行うことが必要となります。5番は、藤江町において●●さん申請の園芸用土採取への一時転用であります。議案書の網掛けをした土地、この土地は令和7年9月1日付けで園芸用土採取の一時転用許可をしておりますが、その北側の2筆を9月に許可した土採取事業に追加したいという案件であり、本許可申請と併せて9月に許可した事業の事業計画変更申請も併せて提出されております。申請地は、周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地であります。6番は、南上野町において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畠、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地であります。7番は、下粕尾において●●申請の資材置場への転用であります。申請地は周囲を畠、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農

地、その他の農地に区分されます。8番は、上永野において●●申請の待避場及び駐車場への一時転用で、本件は次の9番の砂利採取のための大型車の待避場、駐車場になります。申請地は周囲を畠、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますですが一時的な利用に供するものであります。9番は、上永野において●●申請の砂利採取及び表土堆積場への一時転用であり、先程の8番の本体事業となります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますですが一時的な利用に供するものであります。以上、5条転用9件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎仲田裕子委員 先程と同じく11月14日に事務局の3名と、田野井委員と私、5名で現地調査を行いました。9件の案件がありますが、現地を確認してすべて問題無いと見て参りましたので、ご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 事務局と現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎竹澤 靖委員 2番は分家住宅でございます。事務局と現地調査員のご報告のとおり、何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎関口 清委員 3番については太陽光発電設備のための転用です。現地調査の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎高村秀男委員 4番につきましても、事務局と現地調査員の説明のとおりでございまして、むしろ長年にわたって耕作放棄地になっておりましたので、それが解消されると受け止めています。問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎小平敏男委員 5番の藤江町の件は、●●さんから●●さんへの園芸用土採取のための一時転用です。事務局と現地調査員の説明があったとおり、今回は事業地追加の計画変更ということになります。特に問題無いと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。6番の南上野町の件は、●●さんから●●への園芸用土採取のための一時転用になります。問題無いと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎金子重博委員 7番は、売買による資材置き場への転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。8番は、賃貸借権による砂利採取に伴うダ

---

ンプ トラックの為の待避場及び駐車場への一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。9番も同じ●●の砂利採取及び表土堆積場への一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から9番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和7年10月31日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には新規一括方式について記載しております。議案書をご覧ください。新規の一括方式での計画が59件、216筆、507,469m<sup>2</sup>となっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします

◎議長は、42番と43番の案件が●●委員の案件であることから、同委員を一時退席させたのち、同案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、42番と43番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議長は●●委員の入室を促し、引き続き質問、意見を求めた。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番から41番及び44番から59番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし、議案説明を経済部農政課に求めた。

◎事務局（農政課高橋主事） 議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」について説明させていただきます。議案書及び案内図をご覧ください。農政課では全ての申出案件について現地調査を行いました。今回除外の申出のあった案件について説明いたします。番号1番について説明いたします。酒野谷、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は酒野谷地内の出会いの森から東へ約120mに位置しています。利用予定者は●●さんで、土地所有者の孫にあたります。●●さんは現在、日光市の借家に家族4人で居住しておりますが、

部屋が狭あいであるため新たな住まいを探すこととなりました。実家の農業を手伝い、祖父母の介護のため、実家に隣接する当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で581m<sup>2</sup>の内499m<sup>2</sup>、北を宅地、東と南を田、西を山林に接しています。続いて番号2番について説明いたします。酒野谷、●●さん申出の農業用倉庫および進入路です。場所は酒野谷地内の出会いの森から東へ約120mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。倉庫の利用目的は主に農業用倉庫ですが、一部農業用以外の物品も保管してあるため、複合施設として除外申請するに至りました。また、この案件は既に建ってしまっているといふいわゆる違反案件であり、始末書が提出されています。除外面積は2筆で、1,777m<sup>2</sup>のうち265m<sup>2</sup>、北を宅地、東と南を田、西を山林に接しています。続いて番号3番について説明いたします。上石川、●●さん申出の農業用資材・機械置場です。場所は上石川地内の北大飼中学校から西に約750mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。倉庫の利用目的は、主に農業用資材・機械置場ですが、一部農業用以外の物品も保管してあるため、複合施設として除外申請するに至りました。また、この案件は既に建てしまっているといふいわゆる違反案件であり、始末書が提出されています。除外面積は1筆で1,478m<sup>2</sup>の内702m<sup>2</sup>、北と東を宅地、西と南を畑に接しています。続いて番号4番について説明いたします。茂呂、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は茂呂地内のさつきが丘小学校から南に約240mに位置しています。利用予定者は本人で、土地所有者は申請者の父である●●さんです。●●さんは家族3人で借家で暮らしておりますが、子供の誕生により部屋が手狭となったことで、新たな住まいを探すこととなりました。今後の親の介護も見据え、実家まで徒歩3分である当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で1,092m<sup>2</sup>の内430m<sup>2</sup>、北、東、南を畑、西を宅地に接しています。続いて番号5番について説明いたします。茂呂、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は茂呂地内のさつきが丘小学校から南に約240mに位置しています。利用予定者は本人で、土地所有者は申請者の父である●●さんです。●●さんは家族3人で借家で暮らしておりますが、子供の誕生により部屋が手狭となったことで、新たな住まいを探すこととなりました。今後親の介護も見据え、実家まで徒歩3分である当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で1,092m<sup>2</sup>の内467m<sup>2</sup>、北、東、南を畑、西を宅地に接しています。なお、番号4番の申請者である●●さんと番号5番の申請者である●●さんは兄弟であり、同じ筆を半分ずつに分けて利用する予定です。続いて番号6番について説明いたします。藤江町、●●さん申出の資材置き場です。場所は榆木地内の榆木小学校から東へ約500mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。家業である石材店の事業拡大に伴い新たな石材置場が必要となり、既に石材置場として利用している隣接地と一体的に利用するため、当該申請地が選定されました。また、この案件は既に利用てしまっているといふいわゆる違反案件であり、始末書が提出されています。除外面積は1筆で、2,375m<sup>2</sup>の内220.59m<sup>2</sup>、北と南を田、西と東を宅地に接しています。いづれの案件につきましても、選定経過から他に代替地も無く、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われます。以上で、農振除外の案件について説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

◎議長は経済部農政課の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎関口 清委員 1番、2番の酒野谷の件はそれぞれあるのですが、1番は農政課の報告どおり、ご承認をお願いしたいと思います。2番は始末書付きでのご承認をお願いしたいと思います。

◎早乙女八重子委員 3番上石川の●●さんの件ですが、やはり建物が建ってしまっているので始末書つきになりますが、事務局の説明のとおりですので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎神長守雄委員 先ほどの農政課の説明のとおり、さつきが丘小学校の南側で●●さんの自宅のすぐ西側になります。問題無いと思いますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎小平敏男委員 6番の藤江町の件は、目的は資材置き場となっておりますが、申請者は石材店を営んでおりますが、申請する前に既に資材置場として利用していたため始末書付きでの申請になります。農政課の説明のとおり除外については問題無いと思いますのでよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第5号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 1番と2番ですが、筆の合計面積が合わないと思います。

◎事務局（農政課高橋主事） 1番は581m<sup>2</sup>の内の499m<sup>2</sup>、2番が581m<sup>2</sup>の内の282m<sup>2</sup>と記載されておりますが82m<sup>2</sup>の誤りです。訂正をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について他に質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第5号の1番から6番について異存無しと決定した。

◎議長は、議案第6号「所有者不明農地に係る公示について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 所有者不明農地とは、農地の所有者がいない、若しくは法定相続人全員が相続放棄して所有者がいなくなった等の農地のことです。所有者不明農地について農業委員会で確知した場合は、所有権等の関係者がいないかを調べ、所有者等が分からないと確定した場合は農業委員会で公示し、関係者が本当にいないかを確認します。その後、農地中間管理機構いわゆる農地バンクと県の手続きを経て、農地バンクが農地の利用権を取得して借り受け、受け手である認定農業者に農地を貸し出すということになります。なお農地バンクに対する利用権の設定期間は最長40年です。今回の案件は、畑3筆、田1筆の合計4筆

です。土地の所在及び地番は、下永野字上藏本●●番、●●番、●●番●●、下永野字倉本●●番で、合計面積は5,895m<sup>2</sup>です。下永野地区の認定農業者の方が当該地を借りたいという相談が推進委員を通じて農地バンクにあり、農地バンクから農業委員会事務局に対し、所有者に関する情報探索依頼がありました。所有者不明農地に関するマニュアルでは、所有者等の探索は登記名義人の配偶者と子まで行うこととされており、原則として不動産登記簿、戸籍、戸籍の附票、住民票により調査を行うこととされています。当該地について確認したところ、1～3番は大正11年12月11日に、4番は昭和10年1月30日に、それぞれ売買により●●氏の所有となっておりました。4筆とも●●氏以降の所有権移転の履歴はなく、●●氏が昭和17年2月17日に死亡した後も相続登記はされておりませんでした。なお、●●氏の相続人等についてですが、配偶者と子供3人は生存しておらず、相続人等は確認できませんでした。探索の結果、当該地については農地の所有者が亡くなっていますが、法定相続人が1人も存在していないケースであり、農地法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となる農地に該当しますので、農地法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む）の規定により、令和7年11月27日から令和8年1月27日の2ヶ月間、農業委員会として所有者を確知できない旨の公示を行います。2ヶ月間の公示期間中に関係者等から申出や異議がなかった場合は、農地法第41条第1項の規定に基づき1週間以内に農業委員会から農地バンクにその旨を通知します。その後の手続きは農地バンクと県の手続きとなります。農地バンクから県知事に対して利用権設定の裁定申請を行い、県は裁定の公告等の手続きを経て裁定することになります。農地バンクと県の手続きが済みましたら農地バンクが当該地を借り受け、受け手となる下永野地区の認定農業者の方に当該地を貸し付けることになります。なお当該地の貸付期間は10年、令和8年5月1日から貸付開始となる予定です。説明は以上です。このような流れで所有者不明農地に係る手続きを進めることについて、ご審議をよろしくお願いします。

◎議長は、議案第5号について質問を求める。

◎小林和夫委員 これほどの長い期間を耕作する人がいなかったような状態ですが、農地自体はどんな状況ですか？

◎事務局（大貫係長） 農地の部分的な場所にもありますが、今回のところを借りたい方が厚意で草刈などをしていただいているところもあったので、そうした部分は綺麗なところもありましたが、出来なかった部分については雑草が繁茂している状況です。

◎小林和夫委員 耕作することが限りなく厳しい状態でもこういった手続きが可能なのでしょうか。

◎事務局（大貫係長） 基本的にここでやっている手続きとしては所有者が分からぬ農地を対象にしていて、それを借りる方がいるという時にこの手続きになるのですが、その遊休農

地状態の解消に関しては県の遊休農地解消事業がありまして、要件はあるみたいですが打合せの中でお勧めをされていましたので、そういうた補助事業も使いながらこの制度を使っていくという、遊休農地だけど、所有者不明農地だけど、この農地を使いたいという時には該当すれば使えるということになると思います。

◎議長は、議案第6号について他に質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第6号について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後15時30分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和7年11月26日

議長

---

署名委員

---

署名委員

---